

7 議案第6号関係

おいらせ町霊園条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(利用場所の変更措置)</p> <p>第10条 町長は、霊園の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、その利用場所を変更させることができる。</p> <p>2 町長は、前項の規定により利用場所を変更させるときは、利用者に対して換地を指定し、かつ、変更によって生ずる損失を補償しなければならない。</p> <p><u>3 町長は、利用者から利用場所の変更申請があったときは、その利用場所を変更することができる。</u></p> <p><u>4 前項の規定による変更前の利用場所については、第17条の規定を準用する。</u></p>	<p>(利用場所の変更措置)</p> <p>第10条 町長は、霊園の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、その利用場所を変更させることができる。</p> <p>2 町長は、前項の規定により利用場所を変更させるときは、利用者に対して換地を指定し、かつ、変更によって生ずる損失を補償しなければならない。</p>
<p>(利用権の承継)</p> <p>第11条 略</p> <p>(使用料等)</p> <p>第12条 利用者は、別表第2に定める霊園使用料(以下「使用料」という。)及び霊園管理料(以下「管理料」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2 使用料及び管理料は、一括納付とする。ただし、使用料については、利用者が分割納付申請をし、町長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p><u>3 利用者は、第10条第3項の規定により利用場所を第2種区画から第1種区画に変更したときは、使用料及び管理料の既納額と変更後の額との差額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>4 使用料及び管理料は、経済事情の変動その他により改定することができるものとする。</u></p>	<p>(利用権の承継)</p> <p>第11条 略</p> <p>(使用料等)</p> <p>第12条 利用者は、別表第2に定める霊園使用料(以下「使用料」という。)及び霊園管理料(以下「管理料」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2 使用料及び管理料は、一括納付とする。ただし、使用料については、利用者が分割納付申請をし、町長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p><u>3 使用料及び管理料は、経済事情の変動その他により改定することができるものとする。</u></p>

改正案				現行				
別表第2 (第12条関係)				別表第2 (第12条関係)				
区分		使用料	管理料(年額)	区分		使用料	管理料(年額)	
第1種	6m ²	340,000円	4,920円	第1種	6m ²	町内在住者	340,000円	4,920円
						町外在住者	400,000円	
第2種	4m ²	230,000円	3,250円	第2種	4m ²	町内在住者	230,000円	3,250円
						町外在住者	270,000円	